

第17号議案

芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、感染症や災害への対応力強化等に係る関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年芦屋市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次 第1章～第5章 (略) <u>第6章 雑則(第33条)</u> 附則 (基本方針) 第3条 (略) 2～4 (略) <u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当</u> | 目次 第1章～第5章 (略) 附則 (基本方針) 第3条 (略) 2～4 (略) |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>たつては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。<u>ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、<u>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。</u></p> | <p>(管理者)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項に規定する管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>3～8 (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(20) (略)</p> <p>(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額</p> | <p>3～8 (略)</p> <p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(20) (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。</u></p> | |
| (22) (略) | (21) (略) |
| (23) (略) | (22) (略) |
| (24) (略) | (23) (略) |
| (25) (略) | (24) (略) |
| (26) (略) | (25) (略) |
| (27) (略) | (26) (略) |
| (28) (略) | (27) (略) |
| (29) (略) | (28) (略) |
| (30) (略) | (29) (略) |
| (31) (略) | (30) (略) |
| (運営規程) | (運営規程) |
| <p>第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> | <p>第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> |
| (1)～(5) (略) | (1)～(5) (略) |
| (6) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u> | |
| (7) (略) | (6) (略) |
| (勤務体制の確保) | (勤務体制の確保) |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--------------------------------|
| <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第21条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p><u>第23条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門</u></p> | <p>第21条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----------------------------|
| <p><u>員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。</u></p> <p>(掲示)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p>第29条の2 <u>指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p><u>第6章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録等)</u></p> | <p>(掲示)</p> <p>第24条 (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>第33条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第32条において準用する場合を含む。）及び第15条第27号（第32条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> <p>附 則 (管理者に係る経過措置)</p> <p><u>2 令和9年3月31日までの間は令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項に規定する管理者（以下「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項の規定にかかわらず、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。</u></p> | <p>附 則 (経過措置)</p> <p><u>2 平成33年3月31日までの間は、第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の6第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。</u></p> |

(芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)
 第2条 芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年芦屋市条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| 目次 第1章～第6章 (略) <u>第7章 雑則(第35条)</u> 附則 (基本方針) 第3条 (略) 2～4 (略) <u>5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (運営規程) 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 | 目次 第1章～第6章 (略) 附則 (基本方針) 第3条 (略) 2～4 (略) (運営規程) 第19条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程 |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第20条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)</u></p> <p><u>第22条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援</u></p> | <p>(以下「運営規程」という。)として次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(勤務体制の確保)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----------------------------|
| <p><u>事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的</u> <u>に実施すること。</u></p> <p>（掲示）</p> <p>第23条 （略）</p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p><u>（虐待の防止）</u></p> <p><u>第28条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。</u></p> | <p>（掲示）</p> <p>第23条 （略）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(2) <u>当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(28) (略)</p> <p><u>第7章 雑則</u></p> | <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(28) (略)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <p><u>(電磁的記録等)</u></p> <p><u>第35条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条（第34条において準用する場合を含む。）及び第32条第26号（第34条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p> | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第15条第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第29条の2（第32条において準用する場合を含む。）並びに第2条の規定による改正後の芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第3条第5項及び第28条の2（第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅介護支援等基準条例第20条（第32条において準用する場合を含む。）及び新指定介護予防支援等基準条例第19条（第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第21条の2（第32条において準用する場合を含む。）及び新指定介護予防支援等基準条例第20条の2（第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする。」とあるのは「行うよう努めるものとする。」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅介護支援等基準条例第23条の2（第32条において準用する場合を含む。）及び新指定介護予防支援等基準条例第22条の2（第34条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

参 照

芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
及び芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、感染症や災害への対応力強化等に係る関係規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 基本方針（第3条関係）

次の(ア)及び(イ)の規定を追加する。

(ア) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、事業者に対し、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じることを義務付ける。

(イ) 事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たり、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととする。

イ 管理者（第5条関係）

事業所の管理者については、主任介護支援専門員でなければならないところ、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員を管理者とすることができることとする。

ウ 内容及び手続の説明及び同意（第6条関係）

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者に対し、以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。

- (ア) 前6月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合
- (イ) 前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合

エ 取扱方針（第15条関係）

次の(ア)及び(イ)の規定を追加する。

- (ア) 介護支援専門員が招集するサービス担当者会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者又はその家族が参加する場合にあっては利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用しての実施を認めることとする。
- (イ) 区分支給限度基準額に占めるサービスの利用割合や、利用サービス中の訪問介護の割合が厚生労働大臣が定める割合以上である場合において、市から求めがある場合には、その居宅サービス計画の妥当性を検討し、当該サービスが必要であるという理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出ることを義務付ける。

オ 運営規程（第20条関係）

事業の運営について定めておかなければならない重要事項に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する。

カ 勤務体制の確保（第21条関係）

適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、事業者に対し、ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることを義務付ける。

キ 業務継続計画の策定等（第21条の2関係）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- (ア) 業務継続計画の策定
- (イ) 定期的な研修及び訓練
- (ウ) 定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更

ク 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（第23条の2関係）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- (ア) おおむね6月に1回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用を可能とする。）の開催及び結果の周知
- (イ) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (ウ) 定期的な研修及び訓練

ケ 掲示（第24条関係）

運営規程等の重要事項について、書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとする。

コ 虐待の防止（第29条の2関係）

虐待の発生又はその再発を防止する取組の徹底を求める観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- (ア) 定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を可能とする。）の開催及び結果の周知
- (イ) 虐待の防止のための指針の整備
- (ウ) 定期的な研修
- (エ) (ア)～(ウ)を適切に実施するための担当者の選任

サ 電磁的記録等（第33条関係）

- (1) 事業者における諸記録の保存・交付等について、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、電磁的記録による対応を可能とする。
- (2) 利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、相手方の同意を得て、書面に代えて電磁的方法による対応を可能とする。

シ 管理者に係る経過措置（附則第2条関係）

令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに指定を受けている事業所については、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができることとする。

ス その他規定の整理

(2) 芦屋市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 基本方針（第3条関係）

次の(ア)及び(イ)の規定を追加する。

(ア) 高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護，虐待の防止等の観点から，事業者に対し，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じることを義務付ける。

(イ) 事業者は，指定介護予防支援の提供に当たり，介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととする。

イ 運営規程（第19条関係）

事業の運営について定めておかなければならない重要事項に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する。

ウ 勤務体制の確保（第20条関係）

適切な介護予防支援の提供を確保する観点から，事業者に対し，ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることを義務付ける。

エ 業務継続計画の策定等（第20条の2関係）

感染症や災害が発生した場合であっても，必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から，事業者に対し，以下の取組を義務付ける。

- (ア) 業務継続計画の策定
- (イ) 定期的な研修及び訓練
- (ウ) 定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更

オ 感染症の予防及びまん延の防止のための措置（第22条の2関係）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- (ア) おおむね6月に1回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用を可能とする。）の開催及び結果の周知
- (イ) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (ウ) 定期的な研修及び訓練

カ 掲示（第23条関係）

運営規程等の重要事項について、書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとする。

キ 虐待の防止（第28条の2関係）

虐待の発生又はその再発を防止する取組の徹底を求める観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- (ア) 定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を可能とする。）の開催及び結果の周知
- (イ) 虐待の防止のための指針の整備
- (ウ) 定期的な研修
- (エ) (ア)～(ウ)を適切に実施するための担当者の選任

ク 取扱方針（第32条関係）

担当職員が招集するサービス担当者会議について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者又はその家族が参加する場合にあっては利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用しての実施を認める規定を追加する。

ケ 電磁的記録等（第33条関係）

- (1) 事業者における諸記録の作成・保存等について、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、電磁的記録による対応を可能とする。
- (2) 利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、相手方の同意を得て、書面に代えて電磁的方法による対応を可能とする。

コ その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 令和3年4月1日。ただし、2(1)エ(イ)の規定は、令和3年10月1日

- (2) 虐待の防止に係る経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、2(1)ア(ア)、2(1)オ及び2(1)コ並びに2(2)ア(ア)、2(2)イ及び2(2)キの規定の適用については、努力義務とする。

- (3) 業務継続計画の策定等に係る経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、2(1)キ及び2(2)エの規定の適用については、努力義務とする。

- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、2(1)ク及び2(2)オの規定の適用については、努力義務とする。

各サービスの改正項目一覧

| 改正項目 | |
|--------------------------------|----------------------|
| 居宅介護支援 | 介護予防支援 |
| 感染症対策の強化 | 感染症対策の強化 |
| 業務継続に向けた取組の推進 | 業務継続に向けた取組の推進 |
| ハラスメント対策の強化 | ハラスメント対策の強化 |
| 会議や多職種連携における ICT の活用 | 会議や多職種連携における ICT の活用 |
| 利用者への説明・同意等に係る見直し | 利用者への説明・同意等に係る見直し |
| 記録の保存等に係る見直し | 記録の保存等に係る見直し |
| 運営規程等の掲示に係る見直し | 運営規程等の掲示に係る見直し |
| 高齢者虐待防止の推進 | 高齢者虐待防止の推進 |
| 介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用 | 介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用 |
| 質の高いケアマネジメントの推進 | |
| 生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応（R3.10 施行） | |